

田原本町議会会議録目次

○3月12日(第4日)

開議(午前10時00分)	4-3
委員長報告(報第2号より議第29号までの30議案について)	4-3
質 疑	4-17
討 論	4-17
採 決	
報第 2号 平成26年度田原本町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告 (原案承認)	4-25
議第 1号 平成27年度田原本町一般会計予算(原案可決)	4-26
議第 2号 平成27年度田原本町国民健康保険特別会計予算 (原案可決)	4-26
議第 3号 平成27年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 (原案可決)	4-26
議第 4号 平成27年度田原本町公共下水道事業特別会計予算 (原案可決)	4-26
議第 5号 平成27年度田原本町後期高齢者医療特別会計予算 (原案可決)	4-26
議第 6号 平成27年度田原本町介護保険特別会計予算(原案可決) ..	4-27
議第 7号 平成27年度磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計予算 (原案可決)	4-27
議第 8号 平成27年度田原本町水道事業会計予算(原案可決)	4-27
議第 9号 平成26年度田原本町一般会計補正予算(第7号) (原案可決)	4-27
議第10号 平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (原案可決)	4-27

議第 1 1 号	平成 2 6 年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） （原案可決）	4 - 2 8
議第 1 2 号	平成 2 6 年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） （原案可決）	4 - 2 8
議第 1 4 号	田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等 に関する条例（原案可決）	4 - 2 8
議第 1 5 号	田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定 介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 （原案可決）	4 - 2 8
議第 1 6 号	田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 （原案可決）	4 - 2 9
議第 1 7 号	田原本町立学校いじめ問題調査委員会条例（原案可決）	4 - 2 9
議第 1 3 号	田原本町立学校いじめ問題再調査委員会条例（原案可決）	4 - 2 9
議第 1 8 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例（原案可決）	4 - 2 9
議第 1 9 号	田原本町行政手続条例の一部を改正する条例（原案可決）	4 - 3 0
議第 2 0 号	田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例 （原案可決）	4 - 3 0
議第 2 1 号	田原本町手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）	4 - 3 0
議第 2 2 号	田原本町幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例 （原案可決）	4 - 3 0
議第 2 3 号	田原本町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 （原案可決）	4 - 3 0
議第 2 4 号	田原本町介護保険条例の一部を改正する条例（原案可決）	4 - 3 1
議第 2 5 号	田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例（原案可決）	4 - 3 1
議第 2 6 号	田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 （原案可決）	4 - 3 1

議第 27 号	田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決)	4 - 3 1
議第 28 号	田原本町保育の実施に関する条例を廃止する条例 (原案可決)	4 - 3 2
議第 29 号	田原本町道路線の認定について (原案可決)	4 - 3 2
閉会中の継続審査について.....		4 - 3 2
議長閉会挨拶.....		4 - 3 3
町長閉会挨拶.....		4 - 3 3
閉会 (午前 11 時 28 分)		4 - 3 4

平成27年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成27年3月12日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楯田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成27年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月12日（木曜日）

- 開 議（午前10時）
- 委員長報告（報第2号より議第29号までの30議案について）
- 質 疑
- 討 論
- 採 決
- 閉会中の継続審査について
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

委員長報告（報第2号より議第29号までの30議案について）

○議長（辻 一夫君） 去る2日の本会議において一括上程されました報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告より議第29号、田原本町道路線の認定についてまでの30議案については、各所管の委員会及び予算審査特別委員会に各々付託されておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

総務文教常任委員会委員長、2番、森井議員。

（2番 森井基容君 登壇）

○2番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第1回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る3月5日午前10時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第9号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第7号）については、補正予算額は1億5,904万4,000円の増額で、予算総額は123億7,584万2,000円となります。

このうち、当委員会所管の補正予算についてご報告を申し上げます。

歳出予算のうち、第2款総務費、1,620万円の増額については、地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業費1,000万円、地域振興事業費550万円及び買い物支援サービス事業費70万円であります。

第8款消防費、100万円の増額については、子ども・乳幼児防災用品備蓄事業費であります。

第9款教育費、480万円の増額については、幼稚園防災用品配置事業費120万円及び唐古・鍵考古学ミュージアムリニューアル事業費360万円であります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、年度内に必要な事業期間を確保できないことなどにより、地方自治法第213条第1項の規定に基づき当該事業費を翌年度に繰り越されるものであります。

なお、いずれの事業も、国の平成26年度補正予算において創設された地方創生先行型を活用されるもので、財源については国庫支出金であり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第17号、田原本町立学校いじめ問題調査委員会条例については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態についての調査を行う組織として、田原本町立学校いじめ問題調査委員会を設置するために条例を制定されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第13号、田原本町立学校いじめ問題再調査委員会条例については、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、重大事態に係る田原本町立学校いじめ問題調査委員会の調査結果についての調査を行う組織として、田原本町立学校いじめ問題再調査委員会を設置するために条例を制定されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例の規定整備等を行うために制定されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第19号、田原本町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の改正に伴い、新たに規定された行政指導における許認可権限の根拠の明示及び行政指導の中止等の求めなどの各種手続の新設、並びに田原本町税条例中の引用条文の改正、その他所要の規定整備を行うものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例については、教育委員会の諮問に応じ調査審議を行う附属機関として、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会及び田原本町中学校給食検討委員会を設置するために改

正をされるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第22号、田原本町幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、町立幼稚園の利用者負担額等について所要の規定整備を行うために改正をされるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきまして、ご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 厚生建設常任委員会委員長、10番、植田議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） 議長のご指名によりまして、厚生建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第1回定例会におきまして、厚生建設常任委員会に付託されました議案につき、去る3月5日午後1時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告につきましては、歳出、第4款衛生費、第2項清掃費、4,657万円の増額は、清掃工場操業延長に伴う施設修繕料であり、契約等の関係で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年1月13日付で専決処分されたものであります。

また、第2表、繰越明許費については、施設修繕の契約等の関係から、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第9号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管に係るものについてご報告申し上げます。歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、1,367万1,000円の増額は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

次に、第6目高齢福祉費、647万9,000円の増額は、介護保険コンピューターシステム改修業務委託料及び利用実績による介護サービス給付費の増額に係る

介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、第3項児童福祉費、第2目児童措置費は、国の補正予算を活用する地域住民生活等緊急支援のための交付金事業分に係る補正予算で、1,000万円の増額は、2歳未満児保育支援事業を実施する経費であります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、600万円の増額のうち150万円の増額は、産前・産後ヘルパー派遣事業を実施する経費、また450万円の増額は、特定不妊治療費助成事業を実施する経費であります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、第5目農業経営基盤強化促進事業費、150万円の増額は、平成26年度補正予算を受け、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型を活用し、認定農業者等への農地集積を推進する担い手集積事業補助金であります。

次に、第7目農業基盤対策事業費、620万円の増額は、国の緊急経済対策の一環として補正予算を受け、地籍調査事業補助金を活用し、営農上、支障となる個別課題にきめ細かく対応し、農地の条件整備を行い、農業の体質強化を図られるもので、多地区について地籍調査を行われるものであります。

次に、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工振興対策費、6,319万4,000円の増額は、平成26年度補正予算を受け、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型を活用し、プレミアム商品券発行総額2億1,000万円の事業を実施される経費であります。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、第3款民生費、1,000万円は、2歳未満児保育支援事業で、また第4款衛生費、600万円は、産前・産後ヘルパー派遣事業及び不妊治療費助成事業で、国の補正予算を受けて実施する地方創生交付金事業分で、実施期間の関係により、翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費のうち、150万円は、担い手集積事業で、実施期間の関係により翌年度に繰り越されるものであります。

また、620万円は、地籍調査事業で、契約時期の関係により翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第6款商工費、6,319万4,000円は、プレミアム付き商品券発行事業で、実施期間の関係により翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2,800万円は、工期の延伸及び契約時期の関係により翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第4項都市計画費、825万2,000円は、(仮称)唐古・鍵遺跡史跡公園の北西部に建設予定の交流促進施設の整備検討業務について、土地所有者の意向により契約に時間を費やしたため、翌年度に繰り越されるものであります。

以上、第2表につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第3表債務負担行為の補正につきましては、清掃工場操業延長に伴い清掃工場操業延長協力金6,000万円で、限度額等を定められるものであります。

なお、補正財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金などであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第10号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、保険基盤安定繰入金などの額が確定したことにより、繰入金を増額されるもので、繰越金を減額して、歳入予算の調整を図られるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第11号、平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正予算額が2億4,740万円の減額で、予算総額は歳入歳出それぞれ16億748万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、昨年度に続く国庫補助金の減額により歳出、第1款下水道事業費を2億4,810万円減額するとともに、県の事業である流域下水道事業が国の補正予算を受けて実施する事業費70万円を計上して、翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第2表の繰越明許費につきましては、流域下水道事業が、国の補正予算の成立時期により本年度内に完了できない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越されるものであります。

次に、第3表の地方債補正につきましては、国の補正予算を受けて実施する事業を含め、公共下水道事業及びほか2件とも事業費の減額によりそれぞれ限度額を変更されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第12号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第3号)

につきましては、補正予算額4,097万6,000円の増額で、予算総額は24億1,476万1,000円となります。

補正内容といたしまして、歳出、第1款総務費、361万6,000円の増額につきましては、介護報酬の改定等によります介護保険コンピューターシステム改修等業務委託に要する経費であります。なお、平成27年7月から適用される部分のシステム改修等業務の完了が4月以降となるため翌年度へ繰り越しされるものであります。

次に、第2表の繰越明許費については、介護保険システム改修業務が本年度内に完了できない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しされるものであります。

次に、第2款保険給付費、3,736万円の増額につきましては、介護サービスの利用増に伴い給付費が不足になることから増額されるものであります。

なお、補正財源は国庫支出金、県支出金及び地方債等であります。

次に、第3表の地方債補正は、介護保険財政安定化事業について、介護給付費の増により、限度額を変更されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第14号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関し必要な事項を定めるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第15号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、法令で規定されている基準を条例により定めるためのもので、指定介護予防支援事業者の資格を法人であること等を定める内容であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第16号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律」の施行による介護保険法の改正により、法令で規定されている基準を条例により定めるためのもので、地域包括支援センターの包括的支援事業、人員等に関する規定を定める内容で、条例を新たに制定されたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第21号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年5月30日に公布された、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年5月29日から施行となるため所要の改正されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第23号、田原本町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、現在、小学校就学前の乳幼児までに適用している、窓口で一部負担金を支払い、申請した口座に数カ月後に自動的に償還される自動償還方式を小学生と中学生の入院の助成においても適用するため、所要の改正が行われるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第24号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画が見直しされたところであります。

これに伴いまして、平成27年度から平成29年度の基準保険料の月額を5,450円に改正されるものであります。また、介護保険法の改正に伴います介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、その円滑な実施を図るため、当該実施時期について経過措置の規定をされたものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第25号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その改正内容は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による介護保険法の改正に基づき条文整備等を行われたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第26号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による介護保険法の改正によります、当該条例の条文整備等が行われたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第27号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ごみ減量化施策の一環として、平成27年10月実施予定の、不燃ごみ・粗大ごみの有料化に伴う改正と、条文整備をされるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

なお、委員から、この条例について、継続審査の動議が提出され、提出委員から説明を受け、採決を行った結果、可否同数となり委員長裁決により否決といたしましたものであります。

次に、議第28号、田原本町保育の実施に関する条例を廃止する条例につきましては、新たに田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めることに伴うものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第29号、田原本町道路線の認定につきましては、開発行為に伴う道路敷地の寄附により、14路線を認定されるもので、道路法第8条第2項の規定によるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきまして、ご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 予算審査特別委員会委員長、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のご指名によりまして、予算審査特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

今、我が国の経済は、国の経済対策により、緩やかな回復基調にあるといわれていますが、昨年の消費税引き上げに伴う、駆け込み需要の反動や、円安の影響等もあり、景気回復は弱い動きで、財政状況は依然として楽観できる状況ではありません。

今、急速に進展している少子・高齢化への対策や、社会保障費の更なる増加が見込まれ、中長期的な視点に立った町づくりを進めていくことが求められています。

国におきましては、「まち・ひと・しごと創生法」が昨年に公布され、それぞれの地域で将来にわたり活力ある社会とするため、地方創生を最重要課題として基本的な方向が示されたところです。

このような状況の中、編成されました新年度の田原本町予算案について、一般会計、各特別会計及び公営企業会計の予算総額は231億8,053万7,000円で前年度対比9.2%の増であり、一般会計では132億1,500万円で、前年度対比13.7%の増となっております。

予算編成に当たっては、財源確保、歳出の抑制には最大限の努力を払うことはもとより、住民のニーズを的確に捉え、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本として編成されたとのことであります。

それでは、予算案の審査の主なものについて、経過並びに結果につき、ご報告いたします。

一般会計につきましては、まず、あいのりタクシー「ももたろう号」の利用状況について尋ねたところ、年々利用者が伸びており、利用促進についても老人会や介護予防講演会等の会合を利用して啓発を行っており、また停留所の増設については利用者の利便性を図るためにも自治会へ働きかけていきたいとの答弁を得たのであります。

次に、防犯灯のLED化の状況について尋ねたところ、現在LED化となっているのは、約1,250基であと約2,500基が残っており、今後3年間においてすべての防犯灯がLEDとなるよう、補助金交付を行っていくとの答弁を得たのであります。

次に、待機児童解消の施策について尋ねたところ、子ども・子育て支援事業計画に基づいて定員増を図り、また、平成30年を目標として、認定こども園の開設も見込まれるとの答弁を得たのであります。

次に、老人クラブへの町独自の補助金について尋ねたところ、老人クラブで実施される活動に対して、事業目的をもった特定メニューを作成し、それに沿った活動に対しての補助を検討していきたいとの答弁を得たのであります。

次に、ごみ中継施設完成後から本稼働までの活用について尋ねたところ、広域組合による新清掃工場稼働時には、支障なく対処できるよう保守・管理を行い、本稼

働に向けての試験運転も検討していきたいとの答弁を得たのであります。

次に、自主防災組織の補助金について尋ねたところ、新年度から防災訓練に要する経費や、防災資機材の補充に要する費用なども補助対象とし、年1回経費の2分の1を補助するものであるとの答弁を得たのであります。

次に、交流促進施設について尋ねたところ、本年1月30日に国土交通省で重点支援「道の駅」候補として選定され、道路管理者である国土交通省から、建設にあたり支援を得て施設設置者である田原本町が整備を進めていくものであるとの答弁を得たのであります。

次に、幼稚園の耐震工事について尋ねたところ、5園の耐震診断結果が出た時点で優先順位をつけ、取り組んでいくとの答弁を得たのであります。

また、小学校の少人数学級について尋ねたところ、本町では1年生は町費による30人学級を実施しており、また2年生から6年生までの学年においては、県費による少人数学級制度を活用しているとの答弁を得たのであります。

次に、奈良モデル推進補助金について尋ねたところ、本町で建設するごみ中継施設が、奈良モデル推進補助事業である広域連携準備事業に該当し、建設費に充てるものであるとの答弁を得たのであります。

次に、町税滞納者に対しての差し押さえ強化について尋ねたところ、現状は不動産、預金等に対しては差し押さえを行っているが、将来的には公平性確保のため、搜索の実施も検討していきたいとの答弁を得たのであります。

次に、一般会計の起債残高の現時点での見込みについて尋ねたところ、平成16年度末の約164億7,000万円をピークに減少しており、平成26年度末の残高見込みは約108億6,000万円となっている。今後の見込みについては、各種事業に地方債を活用する必要があるが、現時点では新清掃工場建設に係る起債について、平成27年度に約5億円、平成28年度に約13億円程度見込んでおり、一般会計全体で見ると借入額が償還額を上回り、一時的には起債残高は増加するが、その後減少すると見込んでいるとの答弁を得たものであります。

なお、委員から第4款衛生費、第2項清掃費のうち不燃ごみ、粗大ごみの有料化に関する費用をすべて削減するとした、一般会計予算案に対する修正案が提出されました。当委員会では、提出委員から説明を受け、採決を行った結果、賛成少数で

否決したものであります。

以上、議第1号、平成27年度田原本町一般会計予算案については、当委員会は、賛成多数で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第2号、平成27年度田原本町国民健康保険特別会計予算案について申し上げます。新年度予算は39億1,838万7,000円で、前年度当初予算対比、2億4,999万9,000円、6.8%の増であります。

まず、県単位で行われている共同事業の対象医療費拡大に伴う本町への影響について尋ねたところ、現在、県単位の共同事業は1件80万円を超える医療費に関する高額医療費分と20万円を超える医療費に関する、保険財政共同安定化分により負担を共有しているが、県内市町村の保険税の平準化、財政安定化の一層の推進のため、保険財政共同安定化事業について、平成27年度から、対象医療費がすべての医療費に拡大されるもので、交付額と拠出額の収支については、これまで、概ね交付額が上回っていたとのこと。今後の収支見通しは、つきにくいですが、拠出額が交付額を上回ることもありえる、との答弁を得たのであります。

次に、被保険者証の窓口留保の効果について尋ねたところ、留保の目的は、あくまでも滞納者との接触の機会をつくることが目的であり、今後の納税計画について、本人と相談できる機会につながるものであるとの答弁を得たのであります。

当委員会は、全員賛成で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第3号、平成27年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について申し上げます。

新年度予算は151万3,000円で、前年度当初予算対比、1万7,000円、1.1%の減であります。

当委員会は、全員賛成で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第4号、平成27年度田原本町公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度予算は18億7,477万円で、前年度当初予算対比、1,988万2,000円、1.1%の増であります。

まず、地方公営企業会計移行業務の目的について尋ねたところ、下水道事業は事業規模も大きく、地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大きくなって

いることから、今後、下水道事業経営の健全化、財務状況の明確化を含め経営基盤の強化を図ることが必要であることから、平成27年度から3カ年で地方公営企業会計への移行業務を行うものであるとの答弁を得たのであります。

次に、汚水処理総合基本構想業務の内容について尋ねたところ、町全域を対象範囲として、汚水処理整備事業の観点から公共下水道処理と合併浄化槽処理で対応する区域を分けて、費用対効果も考慮し、整備区域の見直しを行うものであるとの答弁を得たのであります。

当委員会は、賛成多数で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第5号、平成27年度田原本町後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。

新年度予算は3億9,267万4,000円で、前年度当初予算対比、435万1,000円、1.1%の増であります。

被保険者証の窓口留保について尋ねたところ、一旦、窓口留保したところであるが、更新案内を送付することで、窓口への来庁を促し、来庁されなかった方については、戸別訪問により、すべての交付が完了しており、現在、窓口留保はないとの答弁を得たのであります。

当委員会は、全員賛成で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第6号、平成27年度田原本町介護保険特別会計予算案について申し上げます。

新年度予算は24億7,675万円で、前年度当初予算対比、1億1,396万2,000円、4.8%の増であります。

まず、今後の介護給付費の増の要因について尋ねたところ、町内でグループホームの新設及び老人保健施設の増床が民間業者により、行われることによるものであるとの答弁を得たのであります。

次に、改正後の介護保険法による要支援の方のサービス利用について尋ねたところ、現在、受けておられるサービスは引き続き利用できるとの答弁を得たのであります。

当委員会は、賛成多数で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第7号、平成27年度磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計予

算案について申し上げます。

新年度予算は1,525万8,000円で、前年度当初予算対比、34万1,000円、2.3%の増であります。

認定審査会での介護度の軽度化の要因について尋ねたところ、入院中と退院後の治療内容の違いによることが要因の一つである、との答弁を得たのであります。

当委員会は、賛成多数で、原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第8号、平成27年度水道事業会計予算について申し上げます。

収益的勘定において、収益的収入が9億215万3,000円、収益的支出が8億8,619万3,000円で、差し引き1,596万円の黒字を見込まれるものであります。

次に、資本的勘定予算は、3億9,999万2,000円で、前年度当初予算対比1.0%の減であります。

まず、平成27年度は県水受水量を150万トンから199万トンに増量しているが、今後の県水と自己水の見込みと増えた分の単価について尋ねたところ、井戸の状況や更新費用を考えると県水を増量する計画が有効であり、また、県水の購入単価は基準水量以内で130円、基準水量を超える分は90円であるとの答弁を得たのであります。

次に、年間総配水量と有収率について尋ねたところ、平成27年度は356万7,000トンの配水を予定しており、有収率は平成27年1月末で93.11%であるとの答弁を得たのであります。

当委員会は、全員賛成で、原案どおり了承いたしました。

当委員会といたしましては、本予算案の執行に当たっては、各委員からの指摘、要望事項を十分尊重した取組みを進めるよう、強く要望いたしましたところであります。

以上、平成27年度田原本町各会計予算の審査経過並びに結果について申し上げ、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 清掃工場建設検討特別委員会委員長、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第1回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員会に付託されました議案につき、去る3月11日午後1時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第9号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第7号）につきましては、ごみ中継施設建設地である地元矢部自治会と取り交わした協定書に基づき、生活環境の保全等に配慮することから環境整備協力金3,000万円を支払われるもので、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、新焼却施設建設等並びに中継施設建設の経過と進捗状況についての報告を受けたところであります。

まず、本年1月に「やまと広域環境衛生事務組合議会第1回臨時会」が開催され、平成25年度一般会計歳入歳出決算についてが審議され、原案認定されたとのこと。

また、やまと広域環境衛生事務組合が施工しております新焼却施設建設については、計画どおりの進捗状況であり、御所市クリーンセンターの解体工事については、1カ月程度進捗の遅れがあったが、3月13日には工事完了するとの報告を受けたところであります。

中継施設の造成工事については、2月25日に完了し、引き続き、施設建築工事に取り組んでいくとの報告を受けたところであります。

以上、当委員会に付託されました各議案並びに経過報告等につきまして、ご報告申し上げます、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 続きまして唐古鍵遺跡整備検討特別委員会に付託案件はありませんが、本定例会までの経過等について報告を求めます。唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、13番、吉川議員。

（13番 吉川博一君 登壇）

○13番（吉川博一君） 議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第1回定例会におきまして、去る3月11日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、報第1号、町長の専決事項の指定につきましては、唐古・鍵遺跡整備事業公園整備工事請負契約につきまして、変更契約を締結し、環濠への給水設備を追加したとの報告を受けました。

次に、経過報告につきまして、唐古・鍵遺跡整備工事の進捗状況について、平成26年度の多重環濠ゾーンと弥生の林・草地ゾーンにおいて二次盛土造成、多重環濠、木橋、園路整備については、すべて完了しており、植栽工事については今年度末までに完了する予定である旨の報告を受けたものであります。

次に、平成27年度の事業計画について、体験・学習ゾーンにおいて屋外体験広場を整備するとともに、四阿・倉庫・便所等の整備に取り組む旨の報告を受けたものであります。

次に、去る2月に開催されました唐古・鍵遺跡整備委員会において、具体的な復元整備手法について、イベントを行った上で検討していくことの報告を受けたものであります。

以上、当委員会において審査されました経過等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

まず議第1号、平成27年度一般会計予算についてであります。

社会保障税番号制度システム、いわゆるマイナンバー制度導入準備の予算が計上されています。国が進めている制度であります。情報漏洩や、なりすましが横行する犯罪の温床となるなど、様々な問題点が指摘されている制度です。既にイギリスでは廃止されています。アメリカやスウェーデンなどでは見直しが図られています。ところが、担当者からは国がバラ色に描いている一方的な説明をされるだけで

した。国の宣伝を鵜呑みにするのではなく、住民にとってどのような問題点があるかを明らかにしていくことを求めました。

老人クラブ補助金についてただしました。老人クラブ補助金は30人、50人という基準に達しているかどうかで支出額が決められています。県の基準をそのまま準用されています。そこで1人でも多くの会員を増やしていくという観点から、人数に応じた補助金とするよう求めました。名簿だけの会員が増えるという見方から、現行制度を続けるという回答でした。残念な考えです。高齢者の暮らしを応援することが重要視される中、更なる活発な老人クラブになるよう町が努力することを求めました。

学童保育の指定管理についてただしました。12月議会で指定管理委託料の中には指導員の時給を850円から930円にする人件費が含まれていると説明がありました。ところが、求人広告には指導員の時給を880円と書いてありました。現役の指導員さんからも880円と伺っています。そもそも指定管理料を選考時、業者から930円にすると提案されて採用されている指定管理料です。指定管理者が勝手に内容を変えること、町がそれに対して業者の言いなりになる指定管理者制度の問題点が明らかになった次第です。指定管理料に交通費が含まれていない問題があれば、それは業者の責任で対応するよう指摘しました。

病児・病後児保育委託料が計上されていました。中身をただしたところ、病児保育は含まれていないことが明らかになりました。働く女性が増えて病児保育の需要は増えています。国保中央病院で実施できないか尋ねたところ、国保中央病院では実施しませんと歯牙にもとめない町長のご答弁でした。町として利用しやすい病児保育を実施されることを求めました。

高齢者肺炎球菌ワクチン補助についてただしました。国の制度は5歳刻みで補助することになっています。実際に5年待たないと補助を受けられない方がおられるということです。「75歳から5年も待っていると、生きていかどうか分からない」という町民の声は、そのとおりだと思います。今年度の実施状況は補助対象者約2,000人に対し、補助を受けた方はわずか約800人、年度末の見込みでも約1,100人だそうです。ワクチンを接種したいという方には受けることができる制度にすることを求めましたが、冷たい回答でした。国の制度以外は全く相手に

しないという姿勢では自治体の役割を果たしていません。高齢者の気持ちに沿った制度にすること求めます。

不燃ごみ・粗大ごみ有料化の費用が計上されています。一般廃棄物処理基本計画には、新施設稼働にあわせて申込制に移行すると書いてあることを根拠に、不燃ごみ袋を有料で販売すること、粗大ごみについては事前に収集を依頼した上で300円のシールを貼付して自宅前に置いておく制度への移行をし、その際の費用が計上されています。可燃ごみはスーパーやコンビニが受け皿となり、町の収集ごみが減っても大きな問題は発生しませんでした。粗大ごみについては不法投棄が増える可能性が大であること、粗大ごみの排出予想が従量ベースだけで検討されていて、個数面では把握されていないなど、十分な準備をせず有料化を打ち出されることは、制度自体の詳細が詰められていないことを指摘しました。返答は「大丈夫です」だけで全く不安な状態です。そもそも一般廃棄物処理は、自治体の固有事務で、税金で処理するものです。税金と手数料の二重取りをここに指摘します。予算委員会では不燃ごみ・粗大ごみ有料化に関する費用を予算から削減する組み換え動議を提出しましたが、否決されました。

中継施設建設についていただきました。今年基金約10億円を投じて建設する予算が計上されています。そこで、現在の清掃工場と役割分担して活用することを提案しました。ところが、返ってきた言葉は、清掃工場稼働期間は全く使用しないというものでした。建設費に10億円以上もかけたのに1年半の間全く使用しないそうです。これこそ無駄遣いです。建設後の保証期間は1年だそうです。建設後1年半使わないと、実際稼働してから問題が発生したときは、町の責任で有料で改修することになります。こんな無駄なことはありません。当初計画から地元との約束を無視して、現場の状況を把握せず、机の上だけでずさんな検討を繰り返した結果、10億円の中継施設を遊ばせることになります。もっと頭を使って活用することを求めました。

道路新設事業に絡んで町長が必要性を十分認識されている県道大和高田桜井線の拡幅についていただきました。大安寺の交差点まで拡幅されると説明いただきました。阪手交差点から大安寺交差点まで歩道は道の北側に付けられます。ところが、大安寺から東の部分は道の南側に歩道がついています。そもそも中央体育館まで高校生

らが集団で道に溢れて歩いている状況で、現状が危ないと指摘したきたものです。今の計画では中途半端で危険性を除去できません。県道であっても安全で歩きやすい道をつくるため努力するよう求めました。「曲がった道路をつくることはできない」と豪語された町長が、その実力を発揮されるときです。

河川費のところでは阪手の洪水対策についてただしました。阪手池を1メートル掘り下げて貯水力を高める工事を検討しているという答弁がありました。上流から流れてくる水を溜め池にどのぐらいを貯留できるか、さほど期待できないとは感じますが、これらの施策を組み合わせることで洪水に強いまちづくりを求めました。一番の問題点は和歌山から流入する水量を極限まで減らすことです。

住宅耐震改修促進について本気で耐震住宅改修に取り組むつもりであるのか、ただしました。県の制度内での耐震診断、耐震改修を行うという説明でした。1部屋だけでも耐震改修を認める、年度にこだわらずいつでも耐震診断、耐震改修を受け付けるなど、町独自に取り組むことを提案しましたが、前向きな姿勢は全く示されませんでした。また、これまでのような統計上から耐震改修必要住宅数や耐震改修実施件数を割り出すのではなく、アスベスト対策や空き家対策で求められている実地での把握を進めること、そうすることにより使いやすい制度の工夫がされることを指摘しました。

立地適正化計画、いわゆるコンパクトシティ計画策定委託料が計上されていたので、町の姿勢をただしました。国から2分の1補助があるから計画を策定する程度の説明で、あまり真剣に検討された様子はないと指摘しました。コンパクトシティは周辺部をないがしろにする危険性を含んでいることを指摘し、まず計画策定が本当に必要か十分検討すること。これまでの都市計画マスタープランを中心にまちづくりを見直すことを求めました。

町民の方が救急車を呼んだ際、心筋梗塞で苦しいにもかかわらず、何回も電話番号を言わされたという苦情を紹介し、磯城消防署の受付機器の更新予定をただしました。今年度は間に合わないが、平成28年度の4月にデジタル化が完了し、その端末が磯城消防署に設置されることが明らかになりました。1年後に更新されることから、それまでの間、適正な対応をするよう求めました。

いじめ・不登校対策特別支援員の役割についてただしました。大津市の事件の第

3者委員会報告には、カウンセラーによる児童への支援が大切と指摘されています。カウンセラー室を設け、校長先生等から独立したカウンセラーの配置の必要性が強調されていました。そこで、いじめ・不登校対策特別支援員の役割を問うと、小学校では発達障がい児等の対応に追われているという回答でした。いじめの低年齢化が進む中、小学校でもカウンセラーの配置を求めました。

学校幼稚園規模適正化検討委員会についてたどしました。まず、ここにありますが、奈良県内、三重県と京都府の一部で発行部数20万5,000部の「Yomitto」3月号の記事を紹介します。

(冊子を壇上で示す)

これがそうです。ここには田原本町立東幼稚園「先生は地域の人」と題してコラムが載りました。『地域の人をゲストティーチャーとして招き、園児との交流を深める田原本町立東幼稚園で1月15日、ありがとうパーティーが開かれ、園児は包丁を握り、大根を切って作ったおでんを地域の人に振るまうなどして、日頃の感謝の気持ちを伝えた。同園では年間を通じて定期的にゲストティーチャーとの交流を行い、地域、家庭、園との関係を築いている。今年度は農家を始め元英語教師や音楽活動家など31人が参加、園児は農家の人からコツを聞きながら、トマトや大根など季節ごとの野菜を栽培。また収穫した野菜を英語で表現し調理するなどして、様々な活動を一緒に行った。櫻井直子園長は、「園児から地域の人にあいさつするなど成長が見られ、うれしい」と語り、感謝した。』。

この記事が特別なイベントでなく、授業の中身が特徴があると報道されたことに意味があるのではないのでしょうか。予算委員会でもこの記事を紹介し、本町の特色ある教育は、大きい幼稚園では大きい幼稚園なりの特色を発揮していること、小さい幼稚園は小さい幼稚園なりの特色を発揮していることを示し、園児数とコストだけで判断することのないよう求めました。

町税の徴収と滞納への対応についてたどしました。滞納者981人中、面接できた人が658人で、そのうち8割に当たる540の方が支払能力なしと判定されています。払える能力があるにもかかわらず、払わない人は差し押さえの対応が必要ですが、収入と生活実態を把握した対応を求めました。また、町長の提案理由の説明に「差し押さえの強化」と述べられた内容をたどしたところ、家宅搜索を検討

しているという回答でした。国税査察でさえ滞納額1億円以上という下限条件を定めて実施されています。町税はわずかに一、二万円を回収するために家宅捜索をする愚行に出ないよう、求めました。

旧第一体育館売却予定額1億円が計上されていました。不動産鑑定結果を資料請求しましたが、資料は提供されませんでした。アスベストが使われている鑑定を受けて、撤去費用に3,000万円減額した約1億円の売却を予定されています。アスベストを使っているのであれば、町が責任を持って撤去してこそ責任を果たすこととなります。買った人に早く撤去せよと迫ることは全く無責任な話です。このような指摘に対し、これまで何回も議会で議論してきたという返答がありました。何回も議員が主張してきたのは、売却するなという声です。売却せよとは誰も言っていません。町の説明も議員を納得させるものではありませんでした。町民の皆さんから「何で売却するんや」という多くの声が上がっていることを見ても安易な売却であることを物語っています。

以上の項目について後ろ向きな予算であることが明らかになりましたことを報告いたします。

総括的に見ると、中継施設建設にこれまで積み上げてきた基金を10億円取り崩す予算であること、私の知る範囲だけでも矢部の環境整備事業に約2,500万円、6カ大字の環境整備事業に9,000万円投入したことで、住民サービスが後方に追いやられた上、新たな負担を押しつける予算であることから、平成27年度一般会計予算に反対いたします。

次に、議第4号、公共下水道事業特別会計予算についてであります。

起債残高が121億2,600万円と過去最大額に膨れ上がること、一般会計を大きく上回っています。特に平準化債という手法を目いっぱい使って事業を進めるのは、借金を増やす町の姿勢です。

そんな中で、地方公営企業への移行を検討する予算が計上されています。下水道会計は地方公営企業への移行を法律で強制されていません。今回の提案は、国の要請を受けて3年後に移行することを予定しているそうです。町直営と地方公営企業との差は簡単に言うと、税金で運営するのか、料金収入で運営するのかの差です。現在使用料収入約4億円、一般会計からの繰り入れ約5億円、借金7億円です。こ

れが地方公営企業に移行後は下水道使用料の値上げが問われることとなります。借金のつけを町民に押しつけるものです。また、今後汚水処理基本構想を策定し、下水と合併処理浄化槽とをすみ分けするという説明もありました。汚水柵設置困難先への積極的な説明を果たすよう求めました。

以上、借金を思い切り増やしておいて、返済を町民に転嫁することは受け入れ難いことから反対いたします。

議第6号、介護保険特別会計予算についてであります。

介護保険の保険給付額と地域支援事業の合計額予想は、平成27年度約9,000万円増、平成28年度約2億円増、平成29年度2億8,000万円増と、28年度以降、大幅な増を予想していることをただしたところ、グループホーム3施設増設と、ぬくもり田原本で50床増床を計画していると説明がありました。地域密着型サービスは町が必要量を算定し事業者を募集すると理解していましたが、事業者の計画に応じて町が必要量を増やす制度になってしまっているようです。このサービスを反映して保険料が大幅に引き上げられました。年間1万2,000円の値上げは年金生活者に大きな負担増です。しかも国基準をそのまま採用した結果、低所得者に重く、高額所得者に軽い保険料制度になってしまっています。国の制度の大幅な後退で対応には難しい側面がありますが、利用者の立場に立った居場所づくりに取り組むよう求めました。保険あって介護なし制度に近づいていることから、反対いたします。

議第7号、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計予算についてであります。

2次判定変更率についてただしたところ、軽度への変更が10.9%と県下でも突出している理由を聞くと、入院中に訪問調査することから、退院後点滴が外れた、胃ろうから食事をとるようにした等で、軽度になることがあると説明がありました。また、自動車を運転することを軽度への判定根拠にしていると決算のときに説明があったので、再度たすと、自動車を運転できるのだから認知症も軽いという判断があるという見解を示されました。ちょうど一昨日、国が認知症があると判明した場合は運転免許証を取り消すことを閣議決定しました。車を運転できたら認知症の方の介護判定を軽くするというのは、できるだけ介護認定を軽くしたいという思いが働いた結果ではないかと勘繰ってしまいます。認知症の方が運転をしていたら、

危険だから運転は控えるように指導することが適正な判断だと指摘いたします。なるべく判定結果を軽くしたいという思いを払拭されて判定されることを期待して、本件予算に反対します。

次に、議第9号、一般会計補正予算についてであります。

本予算には、ごみ中継施設建設に伴う矢部自治会へ支払う環境整備協力基金3,000万円が計上されています。町長の答弁では、3,000万円以内なら問題ないと弁護士から示されていると説明がされておりました。どこにそんな根拠があるのでしょうか。本町が環境整備協力を争った裁判では妥当との判断を示されましたが、その理由は環境整備等のための助成金を支出することにより、周辺住民の被っている精神的、経済的損害に対する補償であり、いわゆる迷惑施設である清掃工場存続について、地元住民の感情を融和して、周辺自治会の同意を得ることを根拠としています。ところが、矢部自治会の協力金は地元住民が経済的損害を被っていないこと、建設される施設が迷惑施設でないこと、周辺自治会と折り合いがつかないことから、中継施設建設は全く当てはまりません。3,000万円の根拠がないことは明白です。本件支出は問題があることから、反対いたします。

次に議第24号、介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険給付額と地域支援事業の合計額予想は、平成27年度約9,000万円増、平成28年度約2億円増、平成29年度約2億8,000万円増と、28年度以降大幅な増を予想していることをただしたところ、グループホーム3施設増設、ぬくもり田原本で50床増床を計画しているという説明がありました。地域密着のサービスは町が必要量を算定し、事業者を募集すると理解していましたが、事業者の計画に応じて町が必要量を変える制度になってしまっているようです。このサービスを反映して、保険料が大幅に引き上げられました。年間1万2,000円の値上げは年金生活者に大きな負担増です。しかも国基準をそのまま採用した結果、低所得者に重く、高額所得者に軽い保険料体系になってしまっています。国の制度の大幅な後退で、対応には難しい側面がありますが、利用者の立場に立った居場所づくりに取り組むよう求めました。

議第27号、廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてあります。

不燃ごみと粗大ごみを有料化する条例改正です。一般廃棄物処理基本計画には、新施設稼働にあわせて申込制に移行すると書いてあることを根拠に、不燃ごみ袋を有料で販売すること、粗大ごみについては事前収集を依頼した上で、300円のシールを貼付して自宅前に置いておく制度を実施するそうです。条例改正には、不燃ごみ袋を30リットルを30円で、45リットルを45円で販売すること、粗大ごみを300円貼らないと収集しないこと、有害ごみ等の取扱変更が書かれているだけで、どのように収集するかは条例にうたわれていません。可燃ごみはスーパーやコンビニの受け皿となり、町の収集ごみが減っても大きな問題は発生しませんでしたが、粗大ごみについては不法投棄が増える可能性が大であります。粗大ごみの排出予想を重量ベースだけで検討されていて、個数ベースで把握していないなどの十分な準備をせず、有料化を打ち出されています。制度自体の詳細が詰められてないことも判明しました。そもそも一般廃棄物処理は自治体の固有事務で、税金で処理するものです。だからこそ、これまで無料で責任を持って収集されていたわけです。それを税金と手数料と二重取りをする。しかも、ごみ減量を手数料という形で住民に押しつけるだけで、町としてごみ減量の取り組みは皆無ということは町の姿勢を疑います。そもそも御所に焼却場建設すると、ごみの資源化や堆肥化など、ごみ減量対策等には全く取り組めません。町民への負担を押しつけるだけの本条例改正は受け入れられません。議員の皆さんの町民に説明できないごみ有料化にストップをかけるよう、ご協力をお願いします。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

議第1号、平成27年度田原本町一般会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第2号、平成27年度田原本町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第3号、平成27年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4号、平成27年度田原本町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第5号、平成27年度田原本町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告ど

おり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第6号、平成27年度田原本町介護保険特別会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第7号、平成27年度磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第8号、平成27年度田原本町水道事業会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第9号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第10号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第11号、平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第12号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第13号、田原本町立学校いじめ問題再調査委員会条例については、議第17号、田原本町立学校いじめ問題調査委員会条例に関連しますので、議第17号の採決のあとにさせていただきます。

続きまして、議第14号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第15号、田原本町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決いたし

ます。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第16号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第17号、田原本町立学校いじめ問題調査委員会条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第13号、田原本町立学校いじめ問題再調査委員会条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議第19号、田原本町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第21号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第22号、田原本町幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第23号、田原本町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第24号、田原本町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第25号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第26号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第27号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第28号、田原本町保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第29号、田原本町道路線の認定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第2号より議第29号までの30議案については、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。平成27年度の議員県外研修について、実施時期、研修地、目的については、議長にご一任いただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。また各議員が田原本町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、政務活動を実施されることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。

閉会中の継続審査について

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、それぞれ委員長の申し出ど

おり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る2日に開会し、本日12日までの11日間の長きにわたり、終始熱心に慎重に審議を賜り、深く感謝申し上げます。なお、平成27年度の各会計予算審査に当たっては終始熱心にご審査を賜り、議長といたしまして深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、理事者提案の重要案件についても、各委員会においてすべて議了でき得ましたことに対し、議員各位に重ねて厚くお礼を申し上げます。

理事者におかれましては、議員各位から述べられました意見並びに指摘、要望事項につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政執行に反映されますよう望むものであります。

さて、間もなく新年度を迎えます。皆様におかれましては、公私ともご多忙のことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、町政発展のために一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（辻 一夫君） それでは閉会に当たりまして町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る3月2日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審査を通じて賜りましたご意見、ご要望等に

つきましては、十分その意を体しまして、今後の町政発展の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。今後とも本町発展のために、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） それでは、これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 辻 一 夫

田原本町議会副議長 西 川 六 男

田原本町議会議員 吉 川 博 一

田原本町議会議員 松 本 宗 弘

田原本町議会議員 阪 東 吉三郎